

会 議 録

会議の名称	西東京市個人情報保護審議会（第1回）
開催日時	平成21年1月26日（月曜日）午後3時から午後5時まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎 庁議室
出席者	<p>（委員） 保谷委員、横澤委員、横道委員、十重田委員、長谷川委員、河野委員</p> <p>（説明員） 危機管理室 東原特命主幹、五十嵐主査 福祉部高齢者支援課 森本課長、 福祉部障害福祉課 青崎参与</p> <p>（事務局） 総務部総務法規課 下田部長、澤谷課長、遠藤係長、早川主査、白戸主事</p>
議題	<p>1 災害時要援護者登録制度における個人情報の取扱いについて</p> <p>2 その他</p>
会議資料	<p>議題1 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時要援護者関係新聞記事</li> <li>・ 先進自治体関係資料</li> <li>・ 西東京市事業概要関係資料</li> </ul>
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>議題1 災害時要援護者登録制度における個人情報の取扱いについて（危機管理室）</p> <p>説明員 （危機管理室から制度の概要の説明） 内閣府作成の災害時要援護者の避難支援に関するDVD鑑賞</p> <p>説明員 （危機管理室及び事務局から資料等の説明）</p> <p>委員 今の状況はどのようになっているか。</p> <p>説明員 今はまだ何もされていない。災害時要援護者対策は昨年3月に地域防災計画を改訂する際に出てきたもので、その後要援護者とはどのような人が等庁内で検討を重ねてきて固まってきたということが現状である。来年度には手挙げ方式と同意方式で始めていくという状況である。</p> <p>委員 手挙げ・同意方式で進めて、関係機関共有方式でなくてもよいたろうとしているのはなぜか。</p> <p>説明員 手挙げ・同意方式だけでよいというわけではなく、関係機関共有方式にもすべきだというのが庁内の検討会の意見である。そのため登録人数を増やす仕組みを作るため、まずは手挙げ・同意方式で動いていくが、いずれ関係機関共有方式で追いついていくようにしたい。</p>	

- 委員 スケジュールはどのように考えているのか。
- 説明員 来年度の秋に75歳以上の高齢者へのアンケート調査があり、民生委員が市から依頼されて行う。できればそのアンケートが始まる前までに関係機関共有方式が構築されるのがよいと考えている。
- 委員 手挙げ・同意方式はどうか。
- 説明員 年度が変わって予算が確定されれば速やかに始める。いつまでかというのはなく、随時やり続けなければいけないと考えている。
- 委員 障害者についてはどのように進めていくのか。
- 説明員 所管の意見を尊重しながら対応をしていきたい。
- 委員 65歳以上とすると相当の人数がいると思われるが、何人くらいいるのか。
- 説明員 65歳以上の方となると約3万8千人くらい、介護保険で要介護1から要介護5までの認定を受けている方の合計は、約4千7百人くらいである。
- 委員 65歳以上というのは明らかに年齢が低いと思う。一度に3万8千人全員を救うというのは無理だから、どう絞っていくかということが問題になる。
- 委員 名簿に登録したいという人は、65歳以上で要介護認定を受けている人ということになるのか。
- 説明員 要介護ということになれば、4千7百人以外の方は要支援か認定を受けていない人になるので、いわゆる自立ということになる。
- 委員 家事の援助等一番軽い要介護の方は、自力で避難できる人なのかどうか。
- 説明員 認定だけで一概には言えないが、要介護1・2の方は、自力で避難できる可能性はかなり高いと考えられる。本日の資料1の中にもあるように国が示したガイドラインでも要介護3以上の方となっている。一律に要介護認定では判断できないが、およその目安にはなる。
- 委員 手挙げ・同意方式では対象を割と広くとって問題はないと思う。ただ、手を挙げられても、あなたは元気だから支援は必要ないということもあり、それはまた別の認定行為が必要だろう。手を挙げた人を必ず支援するということになるのか。
- 説明員 過去に近隣市の事例を聞くと、やはりそういった人が現実的に多く、万一のときのために登録しておいた方がよいらろうという人が多いと聞いている。障害もなく、どう見ても65歳以上に見えない方も登録の申込みをすることもあるという。ただその場合は、面接をして障害の有無等の確認をするなど話をしていくと、そういった方は、1人で避難できるからと申込みの取下げをしていくということである。
- 委員 関係機関共有方式で65歳以上の人を全部登録していくとなると、それはやり過ぎではないか。
- 委員 審議会の審議の目的としては、この関係機関共有方式が一番問題となり、どの程度の情報を集めていくかということが問題である。65歳以上の方の情報を満遍なく集めるとなると、本来必要でない人の情報も集めることになって問題ではないかということになる。要介護3以上が一つの目安ということだが、どのくらいの人数がいるのか。
- 説明員 要介護3から5となると約2千5百人である。
- 委員 しっかりしている人の方が危機管理について考えているということになる。そうなればやはりいろいろな条件で絞っていくしかない。
- 説明員 要介護3から5の方は約2千5百人だが、この中で特別養護老人ホームという施設に入所している方もいる。その方たちを除いて、在宅の方となるとおよそ2千人くらいと考えられる。
- 説明員 先進市では介護度のほかに1人暮らし等も申請の理由に入れている。災害は

	夜に起こるとは限らないので、日中に独居となる方が一番必要になってくるかと思う。
委員	審議会の審議を求められているものというのは、この名簿にあるような簡単な情報を得ていいかということなのか、それとももっとより微妙な、家族の状況に関する情報まで収集するのか、それともこの登録名簿に書いてある限りの簡単なものだけを収集するというのか、その点はどうか。
説明員	想定しているのは、資料にある国分寺市の申請書の情報の程度となる。
委員	それは関係機関共有方式でも同じか。
説明員	内容的にはおそらく同じになる。申請理由のところ、本人の状態については細かく条件を記入してもらうことになる。関係機関共有方式となっても、この情報が他の機関に行くということになる。
委員	対象者のうち、その他登録を希望するというのは、登録についてだれが判断するのか。
説明員	今回は高齢者と障害者の方を対象としている。他に言葉が分からないのでいざというときに動きがとれないような外国人の方や、一時的であるが妊産婦の方も、国では要援護という範囲に入れている。そういった方については、西東京市では今検討はしているが、具体的にどうするかはまだ決まっていない。
委員	まだ判断基準があいまいなのか。
説明員	その部分については、まだもう少し議論する必要がある。
委員	手挙げ・同意方式と関係機関共有方式と併用することはあるのか。
説明員	今は手挙げ・同意方式でやっていくが、近く議論が詰まってくる見通しで、審議会に諮問するくらいには目途がつくと考えている。
委員	関係機関共有方式だと、最初はあまり枠を広げられないと思う。登録してもらいたい人というのがケースバイケースで出てきたときに、関係機関共有方式の枠内には載ってこないけれども私も助けてほしいという人については登録を受けることになるのか。
委員	多くの自治体では手挙げ・同意方式と関係機関共有方式とを併用してやっているのではないか。
説明員	併用してやっている。
委員	登録申請書を見ると65歳以上の1人暮らしという項目が一番に載っているが、65歳以上の1人暮らしでも健康な人は健康だから、そこまで広くする必要はないのではないか。
委員	実際問題として一時に3万8千人も助けられないだろう。
説明員	3万8千人が全員手を挙げることはないと考えている。
委員	関係機関共有方式の場合は、もっと絞り込まれるのか。
説明員	もっと絞り込むことを前提としている。
説明員	支援してくれる方をより多く見つけないと、この制度自体が成り立っていかなくなる。警察や消防等の組織形態があるところはこの仕組みに巻き込んでいかないと、追いついていかなくなる。
委員	地震のときはそうだと思うが、水害のときはどうか。西東京市の中では水害はあるのか。
説明員	やはり川のそばはある。市内には石神井川もある。西東京市では、川以外では道路のいっ水で少し水かさ上がるくらいで、災害というところまでのものは市内ではない。
委員	地震や水害以外で想定される災害は何か。
説明員	一番考えられるのは火災である。火災発生時には危機管理室の職員は現場に

行くが、その家に高齢者がいるのか障害者がいるのか、子供がいるかということ  
は常に気にして動いている。

委員 今日、審議会で話したことで、何か決めたというようなことは必要か。

説明員 今日、災害時要援護者登録制度について説明させていただきたいということ  
で開催させていただいた。

委員 災害で雨量といっても、最近、ゲリラ豪雨等ということもあり、西東京市で  
は今のところないが、昔と違う雨量になる可能性もある。

説明員 西東京市の場合、そこまでになることはないと考えている。

委員 市民は、皆さん意外と安心していて、いざというときにどうするかという意  
識はあまりないように思う。

委員 昨年の防災訓練も、小さい自治会でも大丈夫だからとあまり参加してくれな  
かった。いざというときの危機感がない。

委員 水害というよりも、地震や、地震のときの火災が怖い。

会長 具体的な話がもっと進むと、またいろいろと問題点も出てくるとされる。  
今日話したところで大体の制度の概要は分かったと思う。今後は実績を見て  
問題点があるのならばまた考えるということになる。

(次回日程調整)

会長 次回開催は、平成 21 年 4 月 21 日の午前に開催する。これで、本日は閉会す  
る。